

応急復旧・復興事業を支える 被災地域の建設企業に対する 支援について

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課建設産業振興室

もりかわ やすひろ

課長補佐 森川 泰敬

1. はじめに

建設産業は、国民生活や経済活動の基盤である住宅・社会資本の整備や維持管理を通じ、わが国経済社会の発展に貢献してきている。また、特に地域においては、経済・雇用を支えるだけでなく、災害対応や除雪、インフラの維持管理などの地域社会の維持に不可欠な役割を担っている。

しかしながら、建設投資の急激かつ大幅な減少等により、わが国の建設産業は過剰供給構造にある。本年6月に建設産業戦略会議によりとりまとめられた「建設産業の再生と発展のための方策2011」でも言及されているとおり、地域社会を支えてきた建設企業は厳しい競争環境の中で疲弊してきており、これまで担ってきた災害対応等の機能の維持が困難となり、災害対応空白地帯が発生する等の問題が指摘されている。

このような状況の中で発生した今般の東日本大震災において、国土交通省は、被災地域における応急復旧工事等に地域の建設企業が迅速に対応できるよう、また、被災した建設企業が復旧・復興事業の担い手としての役割を果たすことによって再建を図ることができるよう、これまで各種の措置を講じてきたところである。

2. 被災地域の建設企業に対する 支援措置

震災発生翌日の3月12日、国土交通省は、東北地方を中心に広い範囲で激甚な被害が発生していることを踏まえ、災害応急対策のためには建設機械、資機材の調達や労働力の確保など建設業界等の全面的な協力が不可欠であると考え、建設業団体等あてに災害応急対策への協力について要請した。被災地域の建設企業は、国や地方公共団体との間で締結している災害協定等に基づき、震災発生直後からいち早く現場に駆けつけ、地域における被災情報の収集、重機や資機材の調達、ガレキの除去、被災した道路、空港、鉄道、港湾やライフラインの復旧、仮設住宅の建設等の応急復旧活動に懸命に取り組んだ。また、大手建設企業も、その高度な技術力や全国的なネットワーク体制を活かした応急復旧活動を展開した。このような協力により、沿岸部の国道等が早期に通行可能となるなど、建設企業等は震災発生直後の応急対応において大きな役割を果たしてきたところである。

また、被災地域の建設企業は、こうした応急対応だけでなく、その後の復旧・復興過程においても、事業の担い手として、また、被災者の雇用の受け皿として、引き続き大きな役割を果たすことが期待されている。すなわち、被災地の地形や生

活等地域の実情に精通していることに加え，長年にわたる地域での活躍の中で培ってきた関係者とのネットワーク等を有していることから，被災地の建設企業は円滑かつ確実な事業の実施に大きく貢献し得るものと考えられる。

一方で，被災地域の建設企業の中には，地震や津波によって事業所や重機を毀損するといった被害や，取引先等が被災したことに伴い資金繰りが悪化するといった影響が生じている企業も多いと考えられる。

そこで，国土交通省では，被災地域における応急復旧工事等に地域の建設企業が迅速に対応でき

るようにする観点に加えて，被災した建設企業の再建を支援する観点から，これまで，公共工事の代金等の円滑な支払い，金融支援の拡充・改善，許可の有効期間等の延長，建設資材の需給・価格動向の情報収集などの各種支援措置を講じてきたところである（詳細は「東日本大震災に伴い国土交通省が実施した主な措置（建設業関係）」表1）。被災地域の建設企業がこうした措置も活用しながら，復旧・復興事業の担い手としての役割や，被災者の雇用の受け皿としての役割を果たすことによって，再建が進んでいくことを期待している。

表 1 東日本大震災に伴い国土交通省が実施した主な措置（建設業関係）

1. 関係機関に対する協力要請

- (1) 建設業団体に対して，災害応急対策への協力について要請（3月12日）
- (2) 警察庁に対して，緊急通行車両等確認証明書等の迅速な発行手続きについて依頼（3月13日）
- (3) 建設業団体に対して，ガレキ撤去の促進について市町村等への協力を要請（5月20日）

2. 公共工事の円滑な実施と支払い

- (1) 既契約工事等の一時中止（直轄工事では3月15日に指示，地方へは3月16日に要請）
当面の災害応急対策を優先的かつ円滑に行うことの必要性や，工事が施工できなくなったという事態の発生を踏まえ，東北地方整備局の発注工事は原則一時中止とし，その他の公共工事でも応急復旧に必要な範囲で必要に応じて中止とした。
- (2) 被災した工事等への平成22年度分の支払い（直轄工事では3月15日に指示，地方へは3月18日に要請）
年度末や決算期を控え資金需要が高まることを踏まえ，被災した工事等については被災前の出来高に応じた支払いをできる限り平成22年度内に行うこととした。
- (3) 出来高確認のための資料作成が不可能な場合の取り扱い（3月18日）
出来高の確認や支払いに必要な書類を整えることが著しく困難な場合には，弾力的な取り扱いを行うこととした。
- (4) 応急復旧工事等への円滑な前払金の支払い（3月16日）
建設企業が応急復旧工事等の着工に必要な人員・資機材等を確保し，円滑に実施できるよう，迅速かつ円滑に前金払いを行うこととした。
- (5) 前払率の引上げ（国は4月22日～，地方は4月27日～）
工事を実施する建設企業の資金繰りを改善すること等により，円滑・適正な施工を確保するため，前金払の率を代金の4割以内から5割以内に引き上げることとした。
- (6) 前払金保証の事務処理の迅速化・円滑化について保証会社に要請（3月15日）
応急復旧工事等にかかわる前払金の保証について，保証事業会社に対して，保証契約の締結や前払金の払出し等の事務処理の迅速化・弾力化を要請した。
- (7) 建設企業の節電対策への配慮について依頼（6月3日）
電力供給不足に対応するため，発注者等に対して，受注者である建設企業の電力使用の削減の取り組み

に伴って生じる工事実施日や施工時間の変更, 工期延長, 請負代金の変更等についての柔軟な対応を要請した。

3. 金融支援の拡充・改善

(1) 地域建設業経営強化融資制度

① 施工中の工事の被災に伴う損害額にかかわる債権を対象に追加(3月25日)

工事目的物等に損害が発生した工事の元請建設企業は, 発注者負担分の損害額にかかわる債権を担保として, 債権譲渡先から本制度を活用した融資を受けることができることとした。

② 被災地域における災害廃棄物の撤去等(ガレキの処理等)にかかわる債権を対象に追加(6月1日)

被災地域において災害廃棄物の撤去等(ガレキの処理等)を実施した元請建設企業は, その業務にかかわる債権を担保として, 債権譲渡先から本制度を活用した融資を受けることができることとした。

(2) 下請債権保全支援事業

① 保証債務の履行の積極的対応を要請(3月24日)

年度末や決算期を控え資金需要が高まることを踏まえ, 下請債権の保証を行うファクタリング会社に対して, 被災地域において下請建設企業が有する下請債権については, 保証債務の履行に必要な書類が整わないときや元請建設企業が被災したことにより支払期日の到来後も下請債権の代金支払いが行われないときには, 事実関係を確認した上で保証債務を履行するなど積極的に対応するよう要請した。

② 被災地域における工事の下請債権について買取りを実施(6月1日)

被災地域における工事に関して下請建設企業が有する下請債権については, ファクタリング会社がすでに実施している保証のほか, 新たに買取りを実施することとした。

③ 被災地域における災害廃棄物の撤去等(ガレキの処理等)にかかわる下請債権について買取りを実施するとともに, 保証対象に追加(6月1日)

被災地域における災害廃棄物の撤去等(ガレキの処理等)に関して下請建設企業が有する下請債権については, ファクタリング会社による保証対象に追加するとともに, 新たに買取りを実施することとした。

4. 許可の有効期間等の延長

(1) 被災地域に本店を有する建設業者の建設業許可および経営事項審査の有効期間と, 被災地域に住所を有する監理技術者の資格者証の有効期間を, 8月末まで延長(3月23日)

(2) (1)により8月末まで延長した有効期間のうち, 岩手県, 宮城県および福島県の3県における建設業許可と経営事項審査について, 平成24年2月末まで再延長(8月30日)

(3) 変更届や監理技術者講習等の義務を震災により期限内に履行できなかった場合には, 6月末までに履行すれば免責(3月13日)

5. 建設資機材の需給・価格動向の情報収集等

(1) 建設資機材の需給の安定にかかわる要請(3月29日)

災害応急対策や復旧工事をはじめとした全国の建設工事の円滑な施工を確保するため, 建設業団体等に対して, 実需に基づく適切な発注や過剰な在庫の保有抑制を図るとともに, 買占め等の行為が生ずることのないよう協力要請した。

(2) 国土交通省地方整備局等における建設業団体・資材団体との情報交換の実施(東北, 関東, 北陸: 3月15日~, その他の地域: 3月29日~)

(3) 民間調査機関の情報収集・情報提供の強化の要請, 窓口の開設(3月15日~)

- (4) 農林水産省・経済産業省との連絡会議の開催（3月15日～）
- (5) 「主要建設資材需給・価格動向調査」の情報提供の充実（4月25日～）

6. その他

- (1) 被災した建設企業のためのホットラインの開設（4月18日）
建設企業が抱える経営上の課題について専門家が無料でアドバイスを行う経営戦略相談窓口において、被災した建設企業に対して支援メニュー等の情報提供などのアドバイスを行うためのホットラインを開設した。
- (2) 「東京電力福島第一・第二発電所周辺地域の建設工事等における予定価格の適正な設定等」を発出（4月25日）
- (3) 建設機械等のリース料の支払条件の変更等について柔軟かつ適切に対応するよう経済産業省からリース業界に発出された要請文書を、建設業団体に対して参考通知（4月26日）

3. 被災地域の本格的な復興に向けて

国土交通省では、被災地域においてこれから本格化する復興事業の円滑な実施を確保するため、2.で述べたとおり、事業の担い手であるとともに被災者の雇用の受け皿としての役割を果たすことを期待されている建設企業を支援するための各種施策を講じてきている。

このほか、先般閣議決定した平成23年度第3次補正予算案では、今後の円滑な復興を支える環境を整備するため、次のような措置に必要な予算を計上している。すなわち、被災地域における解体工事の安全かつ適切な実施や建設リサイクル法的確な運用を図るため、解体工事に関するアドバイザーを講習会や工事現場に派遣して適切な指導・助言等を行うこととしている。また、復旧・復興工事が増大する中で現場技術者が不足するの

ではないかとの懸念があることを踏まえ、民間工事も含め、現場技術者の配置状況等に関する実態調査を行い、技術者が真に不足する状況の有無等を把握した上で、技術者の適正な配置を確保する観点から、対応の必要性等を検討することとしている。

4. おわりに

以上、国土交通省がこれまで措置してきた被災地域の建設企業に対する支援施策と、今後の本格的な復興に向けて行う予定の措置について、概要を紹介してきた。

国土交通省としては、このような施策を実施しながら、地域の建設企業によるご協力やご支援をいただきつつ、被災地域の早期復興に向けて全力で取り組んでいきたいと考えている。